坂東市農業振興地域整備計画変更願申請（必要書類）

○協議会開催は、年２回（６月・１２月）開催予定となっております。

　受付期間（第１回：４月１日～４月３０日・第２回：１０月１日～１０月３１日）

＊事前に問合せや打合せ等がない場合、受付できないことがありますので、必ず事前にご相談ください。

☆下記の順番で綴じて２部ご提出ください。（申請書以外は、すべてコピーで結構です。）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 番号 | 添付書類 | 内 容 | 確 認 | |
| 本人 | 役所 |
| 必要な書類 | 1 | 農業振興地域整備計画変更様式一式 | 「申出書」「別紙1」「別紙2」  「様式3」「様式4」「事業計画書」  （選定の経緯、選定理由等を具体的に記入する。） | □ | □ |
| 2 | 位置案内図面 （住宅地図等） | 申請地を赤色鉛筆で表示する。  （事業計画の候補地も別につける。） | □ | □ |
| 3 | 公図の写し（1／500）  （申請日から前３ヶ月以内に法務局で取得したもの） | 申請地の地番を確認。  （赤色鉛筆で表示する。） | □ | □ |
| 4 | 公図の写し（１／500）  （上のコピーで可） | 地図（公図のコピー）に、隣接の農地所有者名を記入する。 | □ | □ |
| 5 | 土地登記簿謄本  （申請日から前３ヶ月以内に法務局で取得したもの） | 所有者、地目、地番、面積を確認する。 | □ | □ |
| 6 | 土地改良の受益地の場合は、除外の意見書（申請のコピーでも可） | 事前に土地改良区との協議が必要。 | □ | □ |
| 7 | 住民票（謄本）の写し  （申請日から前３ヶ月以内に市民課から発行されたもの） | 申請人、家族数等の確認。 | □ | □ |
| 8 | 土地利用計画図  （公図等の写しを拡大し計画を記入する） | 平面図に配置計画図を記入する。（除外面積は必要最小限であることが確認できる根拠資料が必要） | □ | □ |
| 9 | 測量図 | 計画に土地の一部が利用ある場合、面積のわかるもの。（申請時点で分筆する必要はなし。） | □ | □ |
| 10 | 建物の平面図（立面図）  （申請地に建物を建築予定の場合のみ） | 除外面積の妥当性の確認。 | □ | □ |
| 11 | 連たん図 | 第１種農地の例外規定で６戸連たんに該当する場合は、住宅を線でつなぎ①～⑥の番号を記入。  住宅間が離れている場合は、距離を記載。 | □ | □ |
| 12 | 課税明細書・固定資産税評価証明・  名寄せの写しの内１点 | 申請地が自己所有または親族所有の場合必要。 | □ | □ |
| 13 | 農家住宅の場合は農業を営む者の証明 （農業委員会から取得） | 転用面積が 1,000 ㎡を超える場合はその理由。移転の場合は跡地利用計画 | □ | □ |
| 法 人 | 14 | 定款・法人謄本の写し取締役会議録の写し事業所の計画概要書等 | 申請人の確認、所在地（事業所からの距離）見積書、事業内容、従業員、事業計画の確認 | □ | □ |
| その他 | 15 | 許可資格・免許等の写し | 事業計画・事業経営に必要な資格を確認 | □ | □ |
|  | 16 | 転売しない確約書 | 駐車場・資材置場の場合 | □ | □ |
| 地域  計画 | 17 | 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）変更申出書 | 地域計画区域内の場合、申出理由を具体的に記入する。 | □ | □ |

＊農業振興地域整備計画変更願申請後に、市役所で現地確認を行います。

確認の際に、変更される土地の形状がわかるように、地点ごとに目印（棒の先にピンクのテープ）を設置してください。

＊行政書士等へ書類作成・提出等を依頼している場合は、委任状を添付してください。